

議案第 21 号

藤岡市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

藤岡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 2 月 27 日提出

平成 30 年 2 月 27 日可決

藤岡市長 新 井 利 明

藤岡市条例第 号

藤岡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

藤岡市特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「前条第 1 項第 1 号に規定する」を削り、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 連帯保証人のうち 1 人は、前項各号に掲げる条件を具備するほか、県内に居住する者でなければならない。

第 16 条第 1 項中「取り替え」を「取替え」に改める。

第 18 条第 2 項及び第 26 条第 1 項第 3 号中「き損した」を「毀損した」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。